

放置違反金に関する規則

〔平成18年5月23日
公安委員会規則第16号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4の規定に基づき、放置違反金の徴収等に関して必要な事項を定めるものとする。

(納付命令)

第2条 法第51条の4第4項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金納付命令書（様式第1号）により行う。

2 法第51条の4第5項に規定する放置違反金の納付の期限は、放置違反金納付命令書を発する日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

(弁明通知)

第3条 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（様式第2号）により行う。

2 法第51条の4第6項第2号に規定する弁明書の提出期限は、弁明通知書を発する日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

(弁明通知公示送達)

第4条 法第51条の4第7項に規定する掲示による通知は、弁明通知公示送達書（様式第3号）により行う。

(仮納付金の返還)

第5条 法第51条の4第12項の規定による通知は、仮納付金返還通知書（様式第4号）により行う。

(督促及び延滞金)

第6条 法第51条の4第13項の規定による督促は、納付の期限後20日以内に督促状（様式第5号）により行う。

2 法第51条の4第13項に規定する納付すべき期限は、督促状を発する日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

3 第1項の規定により督促を行うときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該納付命令に係る放置違反金の額につき、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。この場合において、当該延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数額を、当該延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(1) 納付命令を受けた者が、災害、病気その他やむを得ない理由により納付期限までに当該放置違反金を納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受ける者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、又は外国においてすべき送達につき困難な事情が認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

4 前項の延滞金の計算につき、同項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(放置違反金等の納付)

第7条 放置違反金(法第51条の4第9項に規定する放置違反金に相当する金額を含む。)及び延滞金の納付をするときは、様式第6号により行う。

(放置違反金等の徴収)

第8条 法第51条の4第14項の規定による徴収は、公安委員会が指定する警察職員が行う。
2 警察職員は、前項の規定により徴収を行うに際しては、徴収金滞納者財産差押吏員証(様式第7号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(放置違反金等の還付)

第9条 法第51条の4第17項前段の規定による通知は、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(様式第8号)により行う。

(期限の特例)

第10条 第2条第2項に規定する放置違反金の納付の期限、第3条第2項に規定する弁明書の提出期限及び第6条第2項に規定する納付すべき期限が、次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの期限の翌日を当該期限とみなす。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる休日を除く。)
- (3) 日曜日及び土曜日

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成26年5月20日兵庫県公安委員会規則第4号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

第 号
年 月 日

放置違反金納付命令書

殿

兵庫県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の放置違反金納入通知書により下記のとおり納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	
納付命令の理由	<p>あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <p>1 違反日時</p> <p>2 違反場所</p> <p>3 違反車両番号</p> <p>4 違反態様</p>

この処分について不服がある場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 注 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

照 会 先

第 年 月 日

弁 明 通 知 書

殿

兵庫県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

この弁明通知書の番号	第 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 1 違反日時 2 違反場所 3 違反車両番号 4 違反態様
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日必着
備考	年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

注 1 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
 - (2) 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。
なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。
- 2 車検拒否制度及び車両の使用制限命令に関するお知らせ
- (1) 放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
 - (2) 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、道路交通法第51条の4第10項の規定により下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、道路交通法第51条の4第12項の規定により仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されます。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。期限を経過した後は、仮納付できません。
- (2) 仮納付の場所は、兵庫県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は指定のコンビニエンスストア（全国の店舗）です。
- (3) 仮納付するときは、同封の放置違反金納付書を使用し、(2)の金融機関窓口又はコンビニエンスストアで納めてください。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
兵庫県公安委員会の掲示板（神戸市中央区下山手通5丁目4番1号所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照 会 先

弁明通知公示送達書

道路交通法第51条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり道路交通法第51条の4第6項に規定する弁明の機会の付与をそれぞれ3の表左欄に掲げる者に対して行いますので通知します。

なお、同項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書及び放置違反金納付書は、兵庫県警察本部に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会
委員長

記

1 弁明書の提出先

2 弁明書の提出期限

年 月 日まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときは、当該通知の到達があったものとみなされます。

第 号
年 月 日

仮納付金返還通知書

殿

兵庫県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった放置違反金の納付命令に関する件（第 号）については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。下記の金額を返還しますので申し出てください。

記

理 由	
金 額	円

照 会 先

（表）

第 号
年 月 日

督 促 状

殿

兵庫県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の放置違反金納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金
	号	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 注 1 この督促に係る車両は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。放置違反金等を納付しなければ、車検の際に自動車検査証の返付が受けられません。
- 2 先に送付しました放置違反金納入通知書又は同封の放置違反金納付書により、上記納付場所の窓口で納付してください。納付した場合には、領収書（放置違反金納入通知書又は放置違反金納付書の右片）が当該放置違反金等を納付したことを証する書面となりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先

--

延滞金の徴収について

1 道路交通法第51条の4第13項の規定により、兵庫県公安委員会が督促をした場合は、次の(1)又は(2)に該当する場合を除き、当該放置違反金の額に、放置違反金納付命令に係る納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が徴収されます。

また、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数額を、延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

(1) 放置違反金納付命令を受けた者が、災害、病気その他やむを得ない理由により納付期限までに当該放置違反金を納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

2 1の延滞金の計算につき、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

様式第 6 号 (第 7 系関係)

兵庫県 放置違反金 収納済通知書	兵庫県 放置違反金払込金受領書	兵庫県 放置違反金 兼領収書																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付番号</td> <td style="width: 30%;">金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>所管課</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納入義務者</p>	納付番号	金額		納付目的			納付期限	所管課		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">金額</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納入義務者</p>	金額			納付番号			納付期限			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付番号</td> <td style="width: 30%;">金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>車両番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納入義務者</p>	納付番号	金額		納付期限	車両番号	
納付番号	金額																									
納付目的																										
納付期限	所管課																									
金額																										
納付番号																										
納付期限																										
納付番号	金額																									
納付期限	車両番号																									
<p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">指定金融機関 取りまとの店</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> O V S 収 納 用 コンビニエンスストアで納付できる期限 統括店 </div>	<p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p>	<p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">兵 庫 県 警 察 本 部 長 印</p>																								
(兵庫県・本署控)	(金融機関・店舗控)	(納入義務者控)																								

様式第7号（第8条関係）

（表）

証票番号	
	徴収金滞納者財産差押吏員証
所 属	
職	
氏 名	
	年 月 日 交付
	兵庫県公安委員会 印

90

60

（裏）

放置違反金に関する規則（抜粋）

（放置違反金等の徴収）

第8条 法第51条の4第14項の規定による徴収は、公安委員会が指定する警察職員が行う。

2 警察職員は、前項の規定により徴収を行うに際しては、徴収金滞納者財産差押吏員証（様式第7号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。